

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社アシックス		コード	7936
提出日	2024/2/21	異動（予定）日	2024/3/22	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	角 和夫	社外取締役	○														○		有
2	村井 満	社外取締役	○														○		有
3	須藤 実和	社外取締役	○														○	新任	有
4	横井 康	社外取締役	○														○		有
5	江藤 真理子	社外取締役	○														○	新任	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		角和夫氏は、2018年3月に社外取締役就任以来、旅客鉄道業の経営者としての豊富な経験と専門的見地から、経営に対する意思決定・監督等適切な役割を果たしてまいりました。また、指名・報酬委員会の委員として、当社の経営の公正性・透明性を高めるため、積極的に助言を行っております。 同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。 同氏の重要な兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。 したがって、同氏は当社の「独立社外取締役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。
2		村井満氏は、2023年3月に社外取締役就任以来、情報サービス業およびスポーツ事業の経営者としての豊富な経験と専門的見地から、経営に対する意思決定・監督等適切な役割を果たしてまいりました。また、指名・報酬委員会の委員として、当社の経営の公正性・透明性を高めるため、積極的に助言を行っております。 同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。 同氏の重要な兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。 したがって、同氏は当社の「独立社外取締役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。
3		須藤実和氏は、2018年3月に社外監査役に就任し、2020年3月に社外取締役（監査等委員）に就任して以来、経営コンサルタントおよび公認会計士としての豊富な経験と専門的見地から、取締役会および監査等委員会において適切な意見を述べております。また、指名・報酬委員会の委員として、当社の経営の公正性・透明性を高めるため、積極的に助言を行っております。 同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。 当社グループは、スポーツの普及及び振興を図ることを目的として、同氏が副会長を務める公益財団法人日本バレーボール協会との間ではオフィシャルサプライヤー契約等を、また、同じく同氏が理事を務める公益財団法人日本オリンピック委員会との間ではTEAM JAPAN ゴールドパートナーシップ契約を締結しておりますが、同氏は上記両法人の非業務執行者です。その他同氏の重要な兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。 したがって、同氏は当社の「独立社外取締役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。
4		横井康氏は、2020年3月に社外取締役（監査等委員）就任以来、公認会計士としての豊富な経験と専門的見地から、取締役会および監査等委員会において適切な意見を述べております。また、指名・報酬委員会の委員として、当社の経営の公正性・透明性を高めるため、積極的に助言を行っております。 同氏は社外役員になること以外の方法で会社経営に直接関与されたことはありませんが、上記の経験と知見により、社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。 同氏の重要な兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。 したがって、同氏は当社の「独立社外取締役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。

5	<p>江藤真理子氏は、弁護士としての企業法務に関する豊富な経験と専門的見地から、適切な監督・助言を行えるものと判断し、社外取締役（監査等委員）としての選任をお願いするものです。</p> <p>同氏は社外役員になること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の経験と知見により、社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p> <p>同氏と当社との間には、金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。</p> <p>当社は、同氏がパートナーを務めるTMI総合法律事務所の他の弁護士に個別に法律事務を依頼しておりますが、当社の支払報酬の割合は、当社の独立性に関する要件である1%未満であり、当社グループから多額の金銭その他財産を得る団体に該当いたしません。その他同氏の重要な兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。</p> <p>したがって、同氏は当社の「独立社外取締役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。</p>
---	--

#### 4. 補足説明

<p>当社は、適正なコーポレートガバナンスの確保のために、社外取締役の資質および独立性について「独立社外取締役に関する基準」を独自に定めております。その内容は次のとおりです。</p> <p>第1条（社外取締役の要件）</p> <p>1. 当社の社外取締役の要件について、本基準により定める。</p> <p>2. 社外取締役の要件は、選任時および在任期間中を通じて、満たすことを要する。</p> <p>第2条（資質に関する要件）</p> <p>グローバルに事業を展開する当社および当社の関係会社（以下、「当社グループ」という。）において、コーポレートガバナンスを強化するとともに、グローバルレベルでの事業の拡大を図るため必要となる資質として、企業経営者、弁護士、公認会計士、学識経験者等としての実績があり、豊富な経験と専門的知見を有すること。</p> <p>第3条（独立性に関する要件）</p> <p>1. 社外取締役の当社グループからの独立を保つため、以下の各号を満たすこと。</p> <p>(1) 過去に、当社グループの役員および執行役員（以下、「役員」という。）、会計参与または使用人でないこと。</p> <p>(2) 現在および過去5年間、以下に該当しないこと。</p> <p>ア ① 当社グループの大株主（総議決権の10%以上を保有する者をいい、間接保有形態を含む）または大株主である組織の使用人等（業務執行取締役、使用人等の業務執行を行う者をいう）</p> <p>② 当社グループが大株主である組織の使用人等</p> <p>イ 当社グループの主要な借入先（1会計年度末時点において当社連結総資産の2%以上の負債を負担する先をいう）または主要な借入先である組織（グループ企業である場合はグループ単位とする。以下同じ）の使用人等</p> <p>ウ 当社グループの主幹証券会社の使用人等</p> <p>エ ① 当社グループの主要な取引先（1会計年度の連結売上高の2%以上）または主要な取引先である組織の使用人等</p> <p>② 当社グループを主要な取引先とする者またはその使用人等</p> <p>オ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者</p> <p>カ コンサルタント、会計専門家または法律専門家として、社外取締役としての報酬以外に、当社グループから多額の金銭その他の財産（1会計年度あたり1,000万円以上をいう）を得る者または当社グループから多額の金銭その他の財産（当該団体の1会計年度の売上高の1%以上をいう）を得る団体に所属する者</p> <p>キ 当社グループから多額の寄付金（1会計年度あたり1,000万円以上をいう）を受け取る者または多額の寄付金を受け取る団体に所属する者</p> <p>ク 当社グループと役員との相互就任の関係にある者</p> <p>(3) 以下の者の近親者（配偶者および2親等以内の親族をいう）でないこと。</p> <p>イ 現在または過去に、当社グループの役員または重要な使用人である者</p> <p>イ 前号に該当する者（重要でない使用人および所属する者は除く）</p> <p>2. 前項の要件を満たさない場合であっても、その者を社外取締役としても一般株主との利益相反を生じないと認められ、かつ前項の要件を満たす社外取締役全員の同意がある場合については、会社法の要件を満たす限りにおいて、社外取締役とすることがある。この場合、株主総会参考書類、有価証券報告書等に、該当する事実および選任する理由等を明記するものとする。</p> <p>以上</p>
---

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。